

(目的)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事の競争入札の際に設定する低入札価格調査制度の取り扱いにゆいて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この訓令の適用の対象となる工事は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）のうち、設計金額が5千万円以上であり調査が必要であると認められるもの、入札方式が総合評価落札方式によるもの及び入札の結果、入札者の全員が最低制限価格を下回ったものとする。

(低入札調査基準価格の設定)

第3条 低入札調査基準価格は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に、更に100分の105を乗じて得た額とする。

- (1) 土木工事 次に掲げる金額の合計額
  - ア 直接工事費の金額
  - イ 共通仮設費の金額
  - ウ 現場管理費相当額に5分の3を乗じて得た金額
  - エ 一般管理費に2分の1を乗じて得た金額
- (2) 建築工事 次に掲げる金額の合計額
  - ア 直接工事費の金額に10分の9.5を乗じて得た金額
  - イ 共通仮設費の金額
  - ウ 現場経費相当額に5分の1を乗じて得た金額
  - エ 一般管理費に2分の1を乗じて得た金額
- (3) その他の工事 前2号に準じて算出した金額

2 低入札調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(低入札調査判断基準価格の設定)

第4条 低入札調査判断基準価格は、前条の規定により算定した低入札調査基準価格に、別に定める低入札調査判断基準価格ランダム係数を乗じた金額（1,000円未満の端数を生じた場合にこれを切り捨てた額）に、更に100分の105を乗じて得た額とする。

2 特定調達契約の場合及び高度技術提案型による総合評価落札方式による入札の場合は、低入札調査判断基準価格は設定しないものとする。

3 低入札調査判断基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(低入札調査対象者)

第5条 第3条の低入札調査基準価格を下回り、かつ、前条の低入札調査判断基準価格以上の価格で入札を行った者は、低入札調査対象者とする。

2 前条第2項の規定により低入札調査判断基準価格を設定しない場合は、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者を低入札調査対象者とする。

3 市長は、前2項の低入札調査対象者で契約を締結しようとする者に対して、次の各号に掲げる条件を履行することを求めるものとする。

- (1) 請負代金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 配置予定技術者とは別に建設業法第26条に定める技術者と同等の資格を有する技術者1名を専任で配置すること（低入札調査対象者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする。）。
- (3) 前払金の金額を請負代金額の2割以内とすること。

4 前項第2号の規定は、設計金額5,000万円以上の建設工事について適用する。

5 低入札調査判断基準価格を下回る価格で入札した者は、不適格とする。

(調査の実施)

第6条 市長は、前条の低入札調査対象者がある場合には、入札を一時保留し、低入札調査対象者のうち最低の価格で入札した者(以下「最低価格入札者」という。)から入札価格に係る調査表(様式第1号)及び追加技術者の資格・工事経験調書(様式第1号の2)を提出させて調査を行い、その結果を西海市低入札調査委員会(以下「調査委員会」という。)の審査に付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の入札価格に係る調査表及び追加技術者の資格・工事経験調書の様式を入札予定者に事前配布し、これを入札前に提出させることができる。

3 調査委員会は、総務部長及び総務課長並びに当該工事の発注を担当する部長及び課長を委員として構成し、総務部長を委員長とする。

4 委員長は、調査委員会を開催しようとするときは、総務課契約班長の職にある職員をして、低入札調査委員会開催伺(様式第2号)により起案させ、副市長の決裁を経て調査委員会の開催を決定し、低入札調査委員会開催通知(様式第2号の2)によりその旨を各委員に通知するものとする。

5 委員長は、調査委員会の調査が終了したときは、低入札調査委員会報告書(様式第2号の3)により、市長に調査結果の報告を行うものとする。

(落札者の決定)

第7条 市長は、前条第5項の調査結果の報告を受けて、当該最低価格入札者の入札価格によっても、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、当該入札者を落札者と決定し、直ちにその旨を落札決定通知書(様式第3号)により当該落札者と決定した入札者に通知するとともに、落札者決定通知書(様式第3号の2)により入札者全員に併せて通知するものとする。

2 市長は、前条第5項の調査結果の報告を受けて、当該最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、当該入札者を落札者として不適格と決定し、落札不決定通知書(様式第3号の3)により当該落札者として不適格と決定した入札者に通知するものとする。

3 前項の場合において、市長は、第5条の規定により低入札調査対象者とされた者で、最低価格入札者の次に低い価格で入札した者(以下「次順位者」という。)があるときは、前条の規定による調査を経て、契約の内容に適合した履行がなされると認められるときは、当該次順位者を落札者と決定し、直ちにその旨を第1項の規定に準じて当該落札者と決定された次順位者及び入札者全員に通知するものとする。

4 第3項の規定による調査結果の報告を受けて、次順位者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは第2項の規定を準用し、次順位者以外に低入札調査対象者がいる場合は前項の規定を準用して、それぞれ必要な手続を行うものとする。

(低入札価格調査を経た入札結果等の公表)

第8条 入札の結果は、西海市入札又は見積及び契約の適正化の促進に関する規則(平成17年西海市規則第149号。以下単に「規則」という。)第10条の規定又は西海市建設工事総合評価入札実施要領(平成19年西海市告示第46号。以下単に「要領」という。)第7条の規定に準じて公表するものとする。この場合において、規則第10条の規定による入札又は見積(工事)結果一覧表及び要領第7条の規定による総合評価入札結果表中の各最低制限価格欄は、低入札価格調査基準価格及び低入札価格調査判断基準価格欄と読み替えるものとする。

(監督等)

第9条 この訓令の規定を適用して行う契約の履行に当たっては、その適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 建設業法第24条の7の規定による施工体制台帳を提出させ、及び必要に応じその内容について

て事情聴取を行うこと。

(2) 工事の監督及び検査業務を強化すること。

附 則（平成17年5月2日西海市訓令第47号）

この訓令は、平成17年5月2日から施行する。

附 則（平成21年9月16日西海市訓令第29号）

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日西海市訓令第10号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年5月27日西海市訓令第16号）

この訓令は、平成23年5月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

入札価格に係る調査表

入札者  
商号又は名称  
代表者名

㊦

工事名				
1 入札価格	円	工事場所		
2 調査項目	① 見積書と入札価格との差			
	単位：円			
	項目	入札時提出の見積価格(A)	入札価格(B)	差(C) C=B-A
	直接工事費			
	運搬費			
	共通仮設費			
	共通仮設費計			
	純工事費			
	現場管理費			
	一般管理費			
	工事価格			
	② その価格で入札した理由(見積書と入札価格との差を中心に)			
	③ 契約対象の工事場所に近接する地域における手持工事の状況			
	④ 契約対象の工事に関連する手持工事の状況			
	⑤ 契約対象の工事場所と入札者の事業所、倉庫等との地理的関連			
	⑥ 手持資材の状況			
	⑦ 資材の購入先及び入札者との関係			
	⑧ 手持機械数の状況			
	⑨ 労働者の具体的供給見通し			
	⑩ 過去に施工した公共工事名及び発注者			
	⑪ 経営状況			
	⑫ 信用状態			
	1) 建設業法違反の有無			
	2) 賃金不払の状況			
	3) 下請代金の支払い遅延状況			
	⑬ ⑩の公共工事の成績			
	⑭ その他必要な事項			

追加技術者の資格・工事経験調書

氏名(生年月日)		( 年 月 日)
最終学歴		
法令による免許		
工事 経験 の 概 要	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所(都道府県名・ 市町村名)	
	契約金額	
	工期	
	従事役職	
	従事期間	
工事内容		

- (注) 1 法令による免許については、免許を証明する書面の写しを添付すること。
- 2 本表に定める追加技術者は、建設業法第 26 条に定める技術者と同等の資格を有する者であり、当該工事に専任とする。
- 3 追加技術者の資格が確認できるよう法令による免許(国家資格等)又は工事経験の概要を記入すること。